

公益社団法人京都府看護協会会員見舞金給付規程

第1条 公益社団法人京都府看護協会定款第4条第7号に基づき、会員の福祉の向上に資するため、この規程を定める。

第2条 公益社団法人京都府看護協会の会員が主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって、その財産に損害をうけた場合、次の区分により災害見舞金を支給するものとする。

(1) 火災の場合

全 焼	15,000 円
半 焼	8,000 円

(2) 風水害、震災等の場合

全 壊	15,000 円
半 壊	8,000 円
傾 斜	6,000 円
床上浸水	8,000 円
床下浸水	3,000 円

2 公益社団法人京都府看護協会の会員が会務上の事由により傷害をうけ、日常業務に従事することができなくなった場合、医師の診断書に基づき、次の区分により傷害見舞金を支給するものとする。

(1) 治療を要する場合

5,000 円以上 10,000 円未満

(2) 治療 1 カ月以上を要する場合

10,000 円以上 20,000 円未満

(3) 治療 3 カ月以上を要する場合

20,000 円以上 30,000 円未満

3 公益社団法人京都府看護協会の会員が死亡したときは、次の区分により死亡見舞金等を支給するものとする。

(1) 死亡した場合

供花及び弔電

(2) 会務上の事由により死亡した場合

死亡見舞金（死亡事由及び状況を勘案し、常務理事会の意見を聞いて、会長が死亡見舞金の額を決定する。）

第3条 前条第3項で緊急を要する場合は会長が執行し、常務理事会に事後報告をするものとする。

第4条 見舞金を受けようとする会員は、所定の様式に基づき、見舞金申請書を会長宛に提出しなければならない。

附 則

この内規は昭和 56 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この内規は平成 19 年 11 月 16 日一部改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 6 月 15 日に一部改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は平成 24 年 9 月 21 日に一部改正し、平成 24 年 8 月 13 日以後に生じた災害から適用する。

京都府看護協会会員見舞金申請書

年 月 日

公益社団法人京都府看護協会会長 様

公益社団法人京都府看護協会会員見舞金給付規程に基づき、下記のとおり申請します。

記

会 員 氏 名	㊟
住 所	電話番号
所 属 施 設 名	
見 舞 金 の 種 類	
事 由	
そ の 他	